

FUKUOKA サイクリングツアーコンシェルジュ運営基盤構築業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、公益社団法人福岡県観光連盟（以下、「発注者」という。）が実施する「FUKUOKA サイクリングツアーコンシェルジュ」の運営基盤を構築する業務を受託する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項について定めるもの。

2 事業名

FUKUOKA サイクリングツアーコンシェルジュ運営基盤構築業務

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 1 4 日（金）まで

4 事業目的

福岡県及び発注者がこれまで取り組んできたサポートカーの導入支援やサイクリングガイド人材育成の成果を活かし、サイクリングツアーを企画する旅行会社や団体等に対して、サイクリングツアー実施に必要な支援をワンストップで行う体制を構築し、国内外からのサイクリングツアーの増加を目指すもの。

併せて、レンタサイクル予約・決済が可能なシステムを構築し、旅行会社や団体等に加え、個人向けにもレンタサイクルを貸し出せる体制を構築し、福岡県内に滞在される方に提供できるサービスを開発するもの。

5 委託業務内容

- (1) サイクリングツアー用に複数日貸し出し可能なレンタサイクルを予約・決済でき、サイクリングガイド・サポートカー等のリクエストができるシステムを開発し、運用に供すること
- (2) サイクリングツアー用に複数日貸し出し可能なレンタサイクルを予約・決済できるシステムにレンタサイクル事業者、レンタサイクルを登録すること
- (3) ツアー用レンタサイクルの配送料の設定について提案すること
- (4) ツアー用レンタサイクルを供用するために必要な連絡調整、レンタサイクルの配送・回収を行うこと
- (5) 発注者が運営するウェブサイト「クロスロードふくおか」に掲載するための「FUKUOKA サイクリングツアーコンシェルジュ」の事業紹介コンテンツを制作すること

- (1) サイクリングツアー用に複数日貸し出し可能なレンタサイクルを予約・決済でき、サイクリングガイド・サポートカー等のリクエストができるシステムを開発し、運用に供すること

- ① 複数日貸し出し可能なツアー用レンタサイクルを予約・決済でき、サイクリングガイド・サポートカー等のリクエストができるシステム（以下、「レンタサイクル等予約システム」という。）を開発し、運用に供すること。

BtoB（サイクリングツアーを企画する旅行会社等向け）、BtoC（個人向け）双方に対応したシステムとし、当該システムに、下記ア〜クの機能を備えること。

なお、令和 6 年（2024 年）12 月末までに一次システムを公開し、契約期間満了までに必要な機能更新を行うこと。

- ア 各登録事業者が保有するレンタサイクルの仕様及び在庫を日付指定のうえ1台単位で検索でき、予約・決済ができる機能
 - イ 発注者と協議のうえ、上記「ア」の予約時に利用者の身長、配達が可能の場合は配達先の希望等、貸し出しに付随するリクエスト項目を設定できる機能
 - ウ サイクリングガイドのリクエストの有無を選択できる機能（希望する場合に自由記述で希望条件を記入できる欄を設けること）
 - エ サポートカーのリクエストの有無を選択できる機能（希望する場合に西鉄サイクルバス「サイクルカーゴ」、家康観光「サイクルチャーター」、その他を選択できるようにすること）
 - オ 「サイクリストに優しい宿」の利用を希望する利用者向けに、予約画面から「サイクリストに優しい宿」の一覧ページに推移する機能
 - カ 契約店が受注者を通さず直接在庫情報の更新、受付管理ができる機能（契約店別の管理画面を構築）
 - キ 貸し出し終了後、利用者のアンケートを行う機能
 - ク 見積書、請求書、領収書を作成・発行する機能
- ② レンタサイクル事業者向けシステム運用マニュアルを作成すること
- ③ 令和6年（2024年）10月～令和11年（2029年）3月までの収支シミュレーションを行うこと
- ※ レンタサイクル等予約システムは受注者が管理・運用し、本事業のために供するものとする。
 - ※ 本業務を通して、受注者がレンタサイクル登録事業者から手数料を徴することを妨げない。
 - ※ 収支シミュレーションは、直ちに収支を黒字化させる必要はないが、令和9年4月以降の収支がバランスする条件（必要なレンタサイクル登録台数、稼働率等）を提示すること。

（2）サイクリングツアー用に複数日貸し出し可能なレンタサイクルを予約・決済できるシステムにレンタサイクル事業者、レンタサイクルを登録すること

- ① 複数のレンタサイクル事業者の参加（契約）を取り付け、県下において複数日貸し出し可能なサイクリングツアー対応レンタサイクルを、レンタサイクル等予約システムに令和6年（2024年）12月末までに100台以上登録すること。
- なお、発注者と受注者の役割は、下記のとおりとする。
- ・ レンタサイクル事業者の参加の呼びかけは、発注者が福岡県内の市町村、観光協会等に呼びかけ、窓口を特定する。
 - ・ 受注者は、特定した窓口で連絡を取り、個別にシステムの説明を行い、必要な契約を締結すること。
- ② 上記①のうち、折り畳み自転車（下記のいずれかの仕様）を5台以上含むこと。
- ＜折り畳み自転車仕様＞
- ア ブロンプトン（リアキャリア付き、Sタイプハンドル、6段変速）
 - イ イルカ（irukaS）
 - ウ タイレル（FSX（ドロップハンドル））
- ※ 福岡市内を起点とした利用者が、地下鉄及びJR筑肥線を利用し、筑前前原駅、唐津駅等まで輪行（自転車を手荷物として鉄道に持ち込むこと）し、福岡市内までサイクリングを行うことを提案できるようにするため、これに対応する機能を備えること。

(3) ツアー用レンタサイクルの利用料及び配送料の設定について提案すること

BtoB（サイクリングツアーを企画する旅行会社等向け）、BtoC（個人向け）をそれぞれ想定し、レンタサイクルの配送料の設定について提案すること。

前提条件は、下記のとおりとし、下記以外の不確定条件は仮の条件を提案者において設定し、試算すること。

- ① BtoB：ツアー 1 週間前に予約受付、福岡市内のレンタサイクル 10 台を糸島市に配送して貸し出し、福岡市内で返却受付
- ② BtoB：イベント 2 週間前に予約受付、福岡市内の連帯サイクル 50 台を北九州市に配送して貸し出し、宗像市で回収
- ③ BtoC：利用希望日 2 日前に予約受付、福岡市内のレンタサイクル 5 台を唐津市で貸し出し、福岡市内で返却受付
- ④ BtoC：利用希望日 2 日前に予約受付、福岡市内のレンタサイクル 5 台を柳川市で貸し出し、八女市内で回収

(4) ツアー用レンタサイクルを供用するために必要な連絡調整、レンタサイクルの配送・回収を行うこと

令和 6 年（2024 年）10 月～12 月の期間（レンタサイクル等予約システム稼働開始前）において、サイクリングツアーを企画する旅行会社等（以下、「顧客」という。）からツアー用レンタサイクル供用の依頼を受け付け、レンタサイクル事業者と条件等の確認、連絡調整を行い、顧客が指定する地点にレンタサイクルを配送及び回収すること。

令和 7 年（2025 年）1 月以降は、レンタサイクル等予約システムを通じた顧客からの問い合わせに対応し、ツアー用レンタサイクルを供用するために必要な連絡調整、レンタサイクルの配送・回収を行うこと。

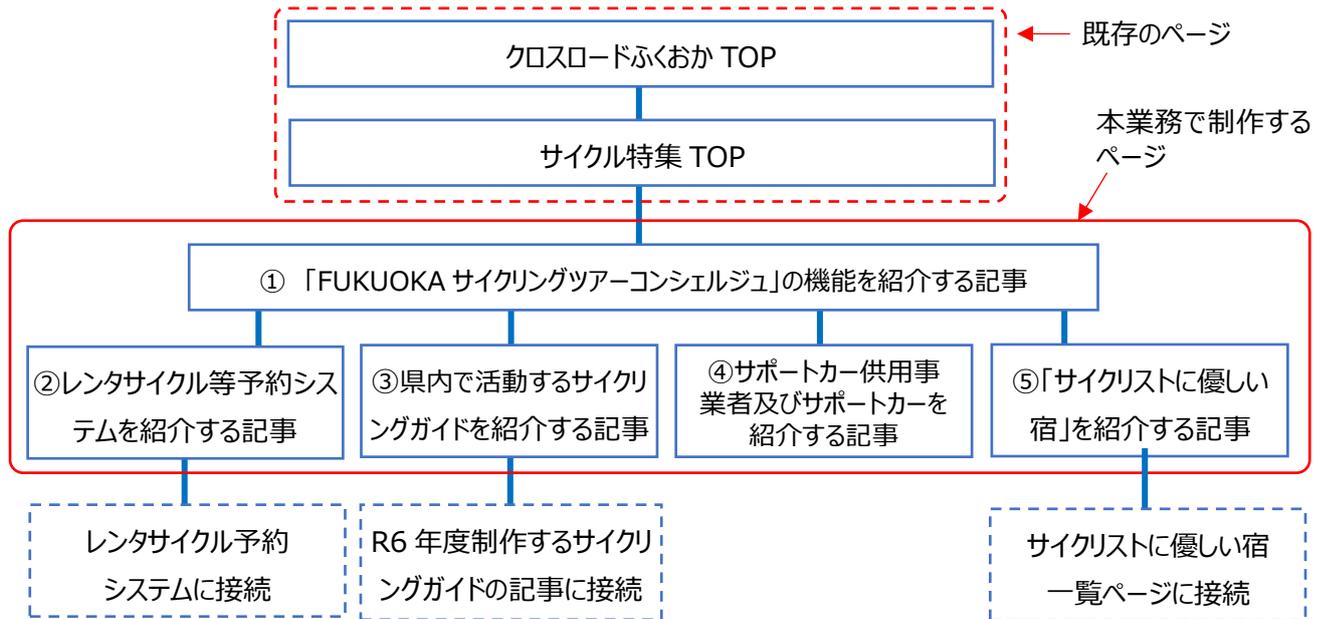
※ 令和 6 年（2024 年）10 月～12 月の期間は BtoB 向けサービスを先行して開始し、令和 7 年（2025 年）1 月から BtoC 向けサービスを開始する予定。

(5) 発注者が運営するウェブサイト「クロスロードふくおか」に掲載するための「FUKUOKA サイクリングツアーコンシェルジュ」の事業紹介記事を制作すること

「クロスロードふくおか」サイト内のサイクル特集内に、下記の内容を備えた「FUKUOKA サイクリングツアーコンシェルジュ」特設ページに掲載する記事を制作すること。※「クロスロードふくおか」へのアップロードは、発注者が行う

- ① 「FUKUOKA サイクリングツアーコンシェルジュ」の機能を紹介する記事
- ② レンタサイクル等予約システムを紹介する記事（システムに接続するメニューを設定）
- ③ 県内で活動するサイクリングガイドを紹介する記事（令和 6 年度に別途制作するサイクリングガイドおすすめプランの特集記事に接続しやすいレイアウトとすること）
- ④ サポートカーを供用している県内事業者及びサポートカーの仕様を紹介する記事
- ⑤ 「サイクリストに優しい宿」を紹介する記事（一覧と各宿泊施設の予約ページのリンクを掲載）
- ⑥ ①～⑤の内容を、英語、韓国語、繁体字、中国語に翻訳した記事（各言語ネイティブチェックを行ったもの）を制作

<記事掲載イメージ>



6 業務実施体制の確立

・業務を円滑かつ継続的に実施するための実施体制を確立すること。

7 著作権の取り扱い

- (1) 本事業の履行に伴い発生する全著作物に関する著作権は、連盟および福岡県に帰属する。
- (2) 受託者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない）において、本事業での使用を認めるものとする。
- (3) 本事業で撮影・編集した動画、画像等についての一切の著作権は、連盟および福岡県に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変、加工については、受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (4) 本事業により得られた全著作物について、連盟および福岡県が指定する PR ツール並びに連盟および福岡県が認めた各関係団体及び施設は、受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (5) 本事業に使用する動画、写真、イラスト、その他資料等について、紹介施設等が権利を有するものを使用する場合、当該施設等との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続及び使用料等の負担は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記（1）から（5）までの規定は、連盟の書類による承認を得て第三者に再委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権やその他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を追うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

8 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措

置を講じなければならない。

9 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に連盟と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

10 秘密保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

11 その他

- ・ 事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、連盟と十分に協議の上、進めていくこと。
- ・ 事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、連盟に報告すること。

12 実施報告、次年度以降の計画書の作成

- (1) 受託者は、全ての過程終了後、事業全体をまとめた報告書を作成し、提出すること
- (2) 納品期限：令和7年（2025年）3月14日（金）
- (3) 納品場所：「14 連絡先・提出先」を参照のこと
- (4) 納品数：電子データ一式
- (5) 電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、Word、Excel、PowerPoint等）とする。
- (6) その他のソフトウェアを使用する場合は、連盟と別途協議するものとする。
- (7) 次年度以降の計画書の作成
次年度以降の実施計画書を作成すること。ただし、実施および次年度以降の契約を約束するものではない。

13 成果物

- (1) 実施報告書（様式任意）
- (2) 5－（1）で構築するシステムの画面コピー
- (3) 5－（1）で構築するシステムの運営マニュアル
- (4) 5－（2）で登録するシステム参加事業者及びレンタサイクルの一覧
- (5) 5－（4）で制作したコンテンツ（文案はWord、画像はJPGまたはPNG形式で提出すること）

14 連絡先・提出先

公益社団法人 福岡県観光連盟 担当：大川内
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7
電話番号：092-645-0019
メール：y-ookawauchi (@) visitfukuoka.jp
※「@」は小文字に変更してご使用ください。

以上